

令和8年第2回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 令和8年6月18日午前8時58分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（10名）

1番	山本賢	2番	榎本修士
4番	正垣耕平	5番	栗田八郎
6番	平田美穂	7番	家根谷美智子
8番	中井照恵	9番	吉本和広
10番	谷端清	11番	松井孝恵

欠席議員（2名）

3番	井溪港斗	12番	檜木正行
----	------	-----	------

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	笠松昭宏	主幹	山根愛
------	------	----	-----

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	泉利明	会計管理者 (会計課長)	檜山裕子
総務課長	十河貴子	総務課副課長	目良大敏
総務課副課長	田中剛	振興課長	芝健治
振興課副課長	山根康生	税務課長	三浦誠
税務課副課長	角前由紀子	住民課長	笠松由希
住民課副課長	木村弘行	福祉課長	木村陽子
福祉課副課長	小倉一仁	福祉課副課長	出羽正典
長寿課長	吉田忠弘	長寿課副課長	稲本隆志

建設課長 谷本和久
上下水道課長 谷本 誠
教育委員会
事務局 長 瀬田和哉
教育委員会
事務局 学校
給食センター
所 長 芦口正史

建設課副課長 樫本貴寿
上下水道課
副課長 陸平将史
教育委員会
事務局 副局長 平岩 晃

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 39 号 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例

日程第 3 議案第 40 号 上富田町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部
を改正する条例

日程第 4 議案第 41 号 令和 8 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 5 議案第 42 号 令和 8 年度上富田町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 議案第 43 号 物品購入契約の締結について（令和 8 年度 第 1 号 非
常備消防事業 消防ポンプ自動車購入）

日程第 7 議案第 44 号 上富田町教育委員会委員の任命について

日程第 8 発議第 1 号 アメリカ・イスラエルとイランとの交戦状態の即時収拾
を求める意見書（案）

日程第 9 議員派遣の件について

日程第 10 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前 8 時 5 8 分

○議長（正垣耕平）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 10 名であります。

井浜議員、樫木議員からは欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 8 年第 2 回上富田町議会定例会第 3 日目を開会します。

本日も上着を取っていただいて結構かと思います。当局の方も上着を取っていただいて結構です。

本日、会議録署名議員である井浜議員が欠席のため、議長において会議録署名議員を追加指名いたします。追加の会議録署名議員として、6 番、平田美穂議員を指名いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 一般質問

○議長（正垣耕平）

日程第 1 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

9 番、吉本議員。

吉本議員の質問は一問一答方式です。

まず、保護者の育休取得による保育所退所についての質問を許可します。

○9 番（吉本和広）

日本共産党の吉本和広です。よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

上富田町では出産後、育児休業に入った保護者は、保育所にゼロ歳から 2 歳クラスに通う子供がいる場合、農業を手伝っている、求職活動中、介護中などの書類を出さないと、その子は育児に欠けていないという理由で退所となっています。出産後の事業者が実施している育児休業は、生まれた子供に対する育児を行うために出されているものです。上の子供さんを育児するために育児休業を出しているものではありません。生まれた子供の育児のために使う育休なのに、上の子供さんが育児に欠けていないという理由で退所させるのは問題だと思います。

周辺市町村に問い合わせ、状況を聞きました。出産後、育児休業に入った保護者は、

就労証明書を出して保育所に入所したゼロ歳から２歳クラスに通う子供がいる場合も、退所しなくていいことになっているかお聞きしました。

みなべ町は、令和元年４月から内規を変更し、就労していて保育所にゼロ歳から２歳クラスに通う子供がいる場合、新たな子供に対する就労育児休業書を提出すれば退所しなくてもよい、年度末にたまたま待機児童が出る年もあるが、待機児童が出ても退所しなくてよいと決めています。

田辺市は、令和７年４月から内規でみなべ町と同じ内容に改め、退所しなくてもよいとのことです。理由として、子ども・子育て支援法を受けて改めたと話されていました。子ども・子育て支援法第７２条第２項は、「子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現」を目指しています。この法律は、急速な少子化進行に伴い、子供及び子育てに関する支援を提供することを目的としています。地域の子供及び子育て家庭の実情を踏まえて、田辺市は退所しなくてもよいと変更したとのことです。

すさみ町は早く、平成２７年より退所しなくてもよいと規則で定めています。

白浜町は、令和４年４月から退所しなくてもよいと内規を変更したとのことでした。ただし、待機児童が出た場合に保育士の確保に努力しても定員を増やせない場合には、退所してもらうこともあると保護者に事前に説明していますが、待機児童は出ておらず、実施以降退所してもらうケースはないと話されていました。

全国でも周辺市町村でも、子ども・子育て支援法第７２条第２項に基づき、新生児が産まれ育児休業を取っても、それは新生児を育児するためのものであり、その子の育児で大変な保護者が、まだ聞き分けもできない、目を離せないゼロ歳から２歳代の子供を育児する困難さを改善して、子供を持つことを希望する者が安心して子供を産み育てることができる、子供が健やかに成長するための環境を整備するために行っています。

この対象となり、この１１月に退園しなければならない町民の方から、上富田町も改善すべきと切実な要望が出されています。周辺市町村のように退所しなくてもいいようにすべきではありませんか。答弁をお願いします。

○議長（正垣耕平）

小倉福祉課副課長。

○福祉課副課長（小倉一仁）

よろしくお願いします。お答えします。

まず初めに、答弁に当たりましては、定例会２日目の中井議員からの質問の趣旨と重複する箇所については、町の現状や考え方については部分的に重複するところがある旨、あらかじめご了承ください。

それでは、吉本議員のご質問にお答えいたします。

本町では、保育所の役割を、保育の必要な児童を保育することと位置づけており、保護者の就労などの保育の必要な事由を条件としています。これは国の方針に沿ったものであります。現在の運用としましては、3歳から5歳児では、保護者が育休を取得しても社会性や生活習慣を身につける重要な時期であることから、退所を求めず継続入所を認めていますが、ゼロ歳から2歳児では、保護者の保育の必要な要件を満たさなくなるため、原則として退所をお願いすることとなっております。

先ほど周辺市町の状況もご教示いただきましたが、国の方針によれば地域の実情に応じて判断することも可能とされており、ご指摘のとおり田辺市、白浜町、すさみ町、みなべ町では待機が出たら退所を求めるといった一定の条件を付している自治体もあるようですが、ゼロから2歳児の育休中の継続入所を認める運用となっていることは承知しております。また、そういう運用を取り入れた背景には、出生数、児童数の減少によって継続的に待機児童がなくなってきたことで、実施に踏み切ったという町もあると聞いております。国の方針はあくまで保育の必要性に基づく判断を求めるものであり、各自治体の政策的判断に委ねられている部分であることから、これらの市町では各自治体の状態を踏まえて、総合的な判断の中で独自の政策的判断として実施されているものと考えております。

議員ご指摘のとおり、子供を持つ親が安心して子育てできる環境づくりを目指すことは重要ですし、その環境改善の一つとして、今回ご指摘いただいております育休取得によるゼロ歳児から2歳児の退所問題の解消について、保護者の方からの要望があるのも認識しております。

しかしながら、本町の場合で申し上げますと、大変ありがたいことですが、保育を要する児童数の状況も大きく減っている周辺市町の状況とは少し違うということや、本町では今年度当初においては待機児童は発生していませんが、前年度当初においては残念ながら2名の待機児童を出してしまったこと、また、年度途中で保育所入所の申込みも多い状況であることなどを踏まえ、育休中の方の継続入所を認めることで年度途中で新規入所を希望する方が入所できなくなり、新たな待機児童を生むということが懸念されます。

特に緊急性の高い世帯、例えばひとり親世帯でフルタイムでの勤務をせざるを得ない方からの保育所入所の申込みに対応できず、そのような世帯の児童が待機児童となるリスクが高まるのも事実です。町としましても、保育の必要な状態から緊急性の高い世帯の保育所入所を全て受け入れつつ、育休中の保育を求める全ての方の入所を認めることができれば、それが一番いいということは当然認識していますが、現在、上富田町の保

育を取り巻く環境下においては、双方全てを受け入れるということは難しいのが現状です。よって、町としましては、まずは年度途中であっても、新規入所を希望する緊急性の高い方が保育を利用する状態を優先的に維持したいと考えておりますので、直ちに現在の運用方針を変更するというのは難しいと考えております。

しかしながら、上富田町における現在の保育に運用において、今回ご指摘いただいた育児休暇中のゼロ歳児から2歳児の退所問題等のように、子育て支援の充実に向けた観点からすると改めて検討を要する点があるのも事実でございます。本町としまして、周辺市町や国の動向も踏まえ、今後の検討課題として受け止めさせていただきます。その上で、保育を必要とされる様々な状況下にある方々の保育環境を少しでも改善できるように、施設の定員数の問題や町内の保育所や幼稚園など民間施設への影響、また今後の待機児童数や子供の数、出生数の状況等も総合的に見極めながら、優先度の見直しも含めて、子育て支援の充実に向けた方策を研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○9番（吉本和広）

回答に、国の方針はあくまで保育の必要性に基づく判断を求めるものであるとお答えがありました。国は保育の必要性の基準を規定していません。市町村の自由な判断としています。上富田町でも退職年齢も上がり、年金も65歳からの支給となり、親も働いている方が多くなっていて子育てを助けてもらえなくなっています。上富田出身でない方、神戸や静岡から来たなど、近くに親や親戚がいない方が多く移住しています。1人でゼロ歳から2歳代の子供を2人、一日中家事をしながら見るのは肉体的にも精神的にも大変で、子供も保護者もストレスがたまります。私は、こんなこと言っているのか分かりませんが、働きに出るほうが楽だだと思います。ぜひ、退所しなくてもよい環境をつくるよう検討していただきたい。対象者が多いようであれば、クラスを増やして対応すべきです。前向きに検討していただけますか。

それと、今できることをまず行っていただきたいと思います。先ほど話した白浜町は令和4年4月から、退所しなくてもよいが、ただし待機児童が出た場合には保育士の確保を行う努力をすると、努力しても保育士を増やせない場合には退所してもらうことがあるとしています。白浜の考えは、一歩進んだ考えだと思います。待機児童がいない場合は保育所は定数内であるので、退所させて空きまでつくる必要はありません。待機児童が出ていない場合は退所しなくてもよいとして、少しでも子育て環境を整えるようすべきです。機械的に退所させるのではなく、入所した優先順位に沿って1人でも、定数

内であれば保育所に通えるようにすべきではありませんか。

○議長（正垣耕平）

小倉福祉課副課長。

○福祉課副課長（小倉一仁）

お答えいたします。

まず、全てを含めた中で少しでも改善できるようにということでは、そういう趣旨が先ほどの回答の趣旨になろうかと考えております。そこで、今言われたことで言いますと、待機児童が出ることになる場合には退所となることはこれまでと変わらないんだから、運用の見直しの第一歩として、せめて待機児童が出ていない場合には、新たな入所申込みがあるまでの間だけでも継続入所を認めるように、もう少し柔軟な対応をしてもいいんじゃないかというような趣旨の、恐らく質問になろうかなと思います。

子育て支援の充実に向けた観点からすると、改めて検討を要する点があるということについて先ほども述べさせていただきました。全員にとってベストの状態をとということになると、これから何段階もサービスを広げていく必要があると思いますけれども、少しでも改善を進めていくという点において、様々な状況を総合的に見極めながら、優先度の見直し、そこが一番大きなところになってくるんですけれども、優先度の見直しも含めて研究をさせていただきたいということでありますので、今回ご提案いただきました点も含めて検討、研究させていただきたいなと考えておりますので、どうかご理解いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○9番（吉本和広）

大きくなってからの投資よりも小さなときの投資は、大きく子供を成長させると統計からも明らかになっています。改善されることを期待して、次の質問に移ります。

○議長（正垣耕平）

保護者の育休取得による保育所退所についての質問を終了し、次に、スポーツセンターの在り方についての質問を許可します。

吉本議員。

○9番（吉本和広）

教育委員会は、総合計画の大綱に掲げられた生涯スポーツの振興を実現するために、若いときからスポーツに親しみ、生涯にわたって気軽にスポーツを楽しみ、健康で生き生きとした生活が送れる環境整備を進めなければなりません。そのことは、上富田町教

育委員会事務局組織規則第3条に、各班の分掌事務の社会教育班の分掌に書かれています。28、社会体育振興に関する事。29、スポーツ推進委員に関する事。30、社会体育の指導者育成に関する事。31、社会体育関係諸団体に関する事。32、社会体育に関する調査統計に関する事とあります。

町民のスポーツを進める上で、体育施設であるスポーツセンター、若者広場、市ノ瀬体育館の現状をつかんで、どう活用し整備して社会体育を推進するかは、教育委員会が調べ、考え、実行、つまり執行しなければならないことです。社会教育法では、社会教育とは、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう」とあります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律ができました。この法律の職務権限の特例を定めた第23条では、「前2条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。」とあります。

町は、上富田町体育施設の職務権限の特例に関する条例をつくり、その条例の第2条で、「町長は、次に掲げる教育事務を管理し、及び執行する」「（1）スポーツに関する事（上富田町体育施設の管理運営に関する事に限る。）」とあります。上富田町の条例では、町長は体育施設の執行権が与えられていません。町長は、3つの施設の管理運営のみに限られ、その管理運営については、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例に定められています。町長の管理と運営の内容は、使用の許可、利用料、そして運営をどうするか、町営ではなく指定管理にするなど、町長の権限は上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例に定められたものに限定されているということです。

さきに述べたように、それぞれの体育施設の現状を調査してつかみ、町民のためにどう取り組み、どう施設を整備するかは教育委員会の権限です。地方行政の組織及び運営に関する法律は、第1条の4で総合教育会議、「地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。1、教育を行うための諸条件の整備その他地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」とあります。

教育を行うための諸条件の整備は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、総合教育会議で教育委員会と協議しなければならない事項となっています。構成は、地方公共団体の長、教育委員会となっていますが、その他にも上富田町は副町長をはじめ

総務課など必要と認められるものが入っています。教育委員会の権限に関わる教育を行うための諸条件の整備について、このメンバーで町長が総合教育会議を招集して開いて協議しなければなりません。上富田町体育施設設置及び管理に関する条例施行規則第13条では、さらに町長が執行する管理運営についても、「第13条 上富田町体育施設の管理運営の移管に伴い、上富田町教育委員会の意見を反映するため、総合教育会議において、管理運営についての協議を行う。」とあるので、管理運営も総合教育会議において協議するとなっています。町長が勝手に、教育委員会も含めた総合教育会議を開かずに、体育施設の整備を実施することができないのです。

体育施設は、教育委員会が町民スポーツ振興を考えて条件整備を行うものであるもので、上富田町体育施設の職務権限の特例に関する条例で、例外的に上富田町体育施設の管理のみが振興課に移っただけであり、約2億5,000万円もする新たな電光掲示板設置については、教育委員会の権限です。町長が、教育委員会に電光掲示板設置の意見を、総合会議を開いて教育委員会に意見を言うことはできますが、権限を持つ教育委員会が設置するかしないかを決めて、教育委員会の予算として計上しなければなりません。総合教育会議は町長が招集し、あらかじめ日時、場所、協議・調整を行う事項を教育委員会に通知すると、上富田町総合教育会議運営規程になっています。

この規程に基づいて、電光掲示板設置について議題として通知し、議題として会議を行いましたか。

○議長（正垣耕平）

山根振興課副課長。

○振興課副課長（山根康生）

よろしくお願いします。お答えをいたします。

総合教育会議においては、施設の利用人数、利用状況、修繕等、当年度の実績報告を主としており、電光掲示板の設置については議題として取り上げておりません。

以上でございます。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○9番（吉本和広）

教育委員会にお聞きします。

総合教育会議が町長から招集され、あらかじめ協議・調整を行う事項を教育委員会に通知され、電光掲示板設置について議題として通知をされ、議題として会議を行い、協議しましたか。

教育委員会として、町民のスポーツ振興を進める上で約2億5,000万円する電光

掲示板の整備がなぜ必要か、どれだけ町民のスポーツの振興に役立つか、教育委員さんや社会教育法の規定に基づき上富田町社会教育委員が設置されており、その社会教育委員とも協議しましたか。教育委員会で協議されていれば、どのような議論がされたか報告ください。

○議長（正垣耕平）

瀬田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

お答えいたします。

まずちょっと初めになんですけれども、権限を移管したという部分に関しまして、当時の担当者と当時の相談を行った弁護士のほうにお伺いした内容としましては、地教行法第21条1項2号、スポーツに関することに関する管理執行に関する権限、括弧書きの文言等の内容について、何て言うんですか意見の捉まえ方というか考え方が、解釈が人によってちょっと違うかも分からないんですけれども、当時の担当者と弁護士のほうに聞きますと、この管理と執行権については当局側のほうへ、上富田町のほうへ執行権が移ったというふうに聞いてございます。その点を踏まえまして、ちょっと回答をさせていただきます。

総合教育会議にて、ご質問の電光掲示板の設置についての議論につきましては行ってございません。ただし、移管当時、令和4年の上富田町体育施設の職務権限の特例に関する条例、今おっしゃいました条例です、それを制定するに当たって、スポーツセンターを含む上富田町体育施設の管理及び執行する教育事務についての権限を移管する際に、総合教育会議にて、上富田町体育施設の基本的な運用方針については合意形成を行っているところでございます。

合意形成の内容としましては、大まかに説明しますとスポーツ施設の有効活用でございます。ただし、教育委員会としましては有効活用なんですけれども、これはスポーツ観光と今までの説明があったかと思います、そういった部分について教育委員会としましては、町民利用とのバランスを図ることを意見とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○9番（吉本和広）

戦後、教育委員会が独立したのは、戦前の軍国主義教育への反省と、連合国司令部の主導による教育の民主化が主な理由です。政治権力が教育に不当に介入することを防ぎ、

中立性、自主性を確保するために行政、首長などから切り離されました。かつては、教育長は町長と同じように選挙で選ばれていました。

教育委員会は行政から独立した職務を行う組織です。弁護士がどう解釈しようとも、体育施設の職務権限の特例に関する条例は、本来はスポーツ、レクリエーションを推進する社会教育として教育委員会が行う事務を、例外的に町長に移管するもので、例外的な特例なので、厳格に移管した業務を書く必要があります。その条例の第2条で、スポーツに関すること（上富田町体育施設の管理運営に関すること）と書いているのですから、全ての権限を移管していません。

管理運営に関する以外にも移管したと言うなら、教育委員会との協定書あるいは覚書はありますか。

○議長（正垣耕平）

瀬田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

そのような事実のほうの確認は、ちょっと行ったことはございませんけれども、一応執行権については移管したという確認はさせてもらってございます。

以上です。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○9番（吉本和広）

誰に確認しているんですか。

○議長（正垣耕平）

瀬田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

当時の弁護士です。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○9番（吉本和広）

弁護士さんはいろんな解釈をされます、法について。ですから、弁護士さんは関係ないんです、弁護士さんはいろんな考え方をお持ちですから、それぞれの弁護士さんはそれぞれの弁護士さんです。ですから、弁護士がつくったことが相談したのであって、町が書いたという事実です。この事実は法によって厳しく限定されているわけです。だから、限定した内容を書くというのは、この法の趣旨です。ですからここに、管理に関することに限りますよと書いているわけですから、これが事実なわけです。これに基づい

てやらないと、町民は教育委員会との覚書も何もないのに、町民に出されているのは条例であって、そういう覚書があるわけでもないのにこういうことで権利を移されては、町民が持つ権利は教育委員会によって保障されている部分があるわけですから、この文章というのは重大な文章やということです。

先ほど、協議はしていないということが言われました。私も情報公開して確かめました。そしたら議題となっていない。条例で移管されたのは、上富田町体育施設の管理運営に限るとあります。教育委員会には社会教育、スポーツを振興する事務があり、社会教育委員やスポーツ推進委員、体育協会などスポーツ振興に関わる方がおられ、町民とその方々から意見を聞くことができるのが教育委員会です。調査に基づいて整備を進めていきます。法律で、総合教育会議を招集するのは町長です。条例では、会議の議長も町長です。

町長は施策整備の権限を持っておらず、権限を持つ教育委員会に総合教育会議で提案して、協議して、整備の執行権を持つ教育委員会が行うか決めて執行するという法に基づく条例の法に、町長が違反しているのではありませんか。

○議長（正垣耕平）

奥田町長。

○町長（奥田 誠）

私は、違反しているとは考えておりません。

以上です。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○9番（吉本和広）

それでは、第2条の管理及び執行すると、管理に限るとの関係はどうなるんですか。

○議長（正垣耕平）

奥田町長。

○町長（奥田 誠）

先ほど、瀬田局長のほうも申しましたように、令和4年の上富田町体育施設の職務権限の特例に関する条例について、スポーツセンターを含む上富田町体育施設の管理及び執行をする教育事務についての権限を移管する際に、総合教育会議において上富田町体育施設の基本的な運用方針については合意形成しているというところであります。それで、違反はしていません。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○ 9 番（吉本和広）

私は覚書も何もない中で、その証拠となるものがない中で、それはやっぱりちゃんとしたものとしてつくって、相手の権限についてきちんと文書で規定して、教育委員会には権限があるわけですから、そういうことをしなければいけないというふうに思っています。

次に、法と条例を守り、町民のスポーツ振興のための体育施設の活用、整備を考え、執行するのは教育委員会であると、私は、町長は認識すべきだと思います。第5次総合計画案のアンケートの、「近くにスポーツや健康増進のための施設があり楽しめる」の項目に対する回答では、「そう思う」が28.6%と低く、「そう思わない」が36%と高いという数値が出ています。「スポーツや文化・芸術に関する活動をしているか」の質問でも、前回調査よりも2.7%減少しています。町民は、近くにスポーツや健康増進の施設がないと言っています。どのような施設が身近にないと町民が考えているのか、あっても活用できず楽しめないのか、教育委員会が町民の声を聞いて整備しなければなりません。

野球場の町内、町外の利用状況を見ると、町内2,365人、町外1万2,980人で、町内の利用率は僅か15%です。上富田町の小・中学生の野球チームは、先に野球場が予約できる町外のチームの合宿、試合が入ってほとんど利用できない、今でも地域移行した中学生の野球チームは、シーズン中は利用したくても利用できないと言っておられます。このことは、町民のスポーツ振興に関わることで、教育委員会の権限に属するものです。教育委員会で改善を検討し、町当局に検討した事項を、町長に対して具体的事項を示して、総合会議の招集を求めることができます。教育委員会として改善を求めなければならないのではありませんか。教育長、どうお考えですか。

○議長（正垣耕平）

泉教育長。

○教育長（泉 利明）

お答えします。

スポーツセンター、野球場の町内利用率につきましては、令和6年度は15%であるということは認識しております。ただ、令和4年度は56%、令和5年度は41%と年度によって変動が見られます。また、多目的グラウンド、テニスコート、イベント広場等を含めると、全体で町内利用率は47%程度となっております。一方、学校施設の開放事業での利用状況につきましては、スポーツ少年団や社会体育などを中心に、多くの町民の皆様にご利用いただいている状況です。

このように町民の施設利用につきましては、一定の確保はなされていると認識してお

りますが、今後ともスポーツ団体等の意見の把握に努めてまいりたいと考えております。
以上です。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○9番（吉本和広）

上富田町体育協会の会議で、各団体からの要望のアンケート結果が出されましたが、卓球の団体から、市ノ瀬体育館の卓球台が何年も壊れているのに、直してほしいと要望しても直してもらえないとの声が寄せられました。体育協会でも、グラウンドゴルフを河川で行っている高齢者の方が、草刈りが高齢で危なくてできなくなって続けられないので補助してほしいとの要望を受けて、体育協会ですら少し補助しましたが、十分とは言えません。町民のスポーツ環境は不十分です。

また、教育委員会は社会教育施設の整備と学校教育施設の整備の両方に責任を負っています。学校のトイレを見てもまだ洋式化は平均50%台です。これも整備していかなければいけないと思います。社会教育施設の整備も考えないといけません。限りある財源ですから、どこを先に優先するか、学校教育も含めて、教育委員会で協議して整備しなければなりません。

電光掲示板設置は法律や条例で決められた手続を行っていないので、教育委員会は学校教育施設、社会教育施設の整備について、町民の声も聞いて社会教育委員さんや体育協会、文化財審議会などの意見も聞いて進めるべきです。約2億5,000万もの電光掲示板を優先すべきなのか検討すべきです。一定の期間が必要になると思います。時間をかけて町民の意見を聞いて、きちんと議論すべきではありませんか。私は、町民の多くがほかより電光掲示板が先だと言われるなら反対はしません。町民の意見を聞き、教育委員会として判断すべきではありませんか。教育長、答弁をお願いします。

○議長（正垣耕平）

泉教育長。

○教育長（泉 利明）

お答えします。

教育委員会といたしましては、学校施設の整備、社会教育施設の整備につきましては、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。ただ、上富田町体育施設の管理運営につきましては、先ほども申し上げましたとおり、執行権が町長部局に移ってございますのでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○ 9 番（吉本和広）

ちょっとこの条例の意味を再度深く、教育委員会としてもう一度捉えていただきたいなと思います。

次にいきます。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例を見ると、他の自治体が記載している大切なことが記載されていません。第 1 条に何のために体育施設を設置するかという目的が、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例にはありません。目的が書かれていなければ、体育施設のビジョンも生まれてきません。田辺市では、「第 1 条 市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の向上に寄与するため、体育施設を設置する。」と目的が書かれています。白浜町もすさみ町もほぼ全ての自治体でこのようなことが書かれています。目的を達成するために施設をどうしていくか、市民の声も聞いて整備していくことになります。何のために設置するのか、条例に書くべきです。教育長さん、どうお考えですか。

○議長（正垣耕平）

山根振興課副課長。

○振興課副課長（山根康生）

お答えします。教育長にとのことでしたが、体育施設に関することですので振興課からお答えいたします。

ご指摘のとおり、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例には、施設の目的の明記はございませんが、町政運営の最上位計画である第 5 次上富田町総合計画において、地域スポーツの振興、合宿等の誘致や大会の実施、スポーツ施設の充実を主要施策として掲げています。これらを基本として、今後も地域スポーツの振興、合宿等の誘致、大会の実施に向けてバランスを取りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○ 9 番（吉本和広）

地域の活性化という文字が目的に加わることはあると思いますよ。でも、これは何の目的なのかということを書きと書くべきです、ほかの自治体は書いているわけですから。そうじゃないと何か分からないじゃないですか。例えば、地域の活性化に取り組むんだったら取り組む、健康なら健康なのかと、その文章があって初めてこの施設というのはどういう目的なんだなということが理解されるのであって、大綱は読みましたけれ

ども、大綱に書かれている文章って国語的に物すごくおかしい文章だと私は感じています。何か活性化と体育振興がきちんと明確に文章で分かれてどう関係するかという文章ではなくて、一つの中に混在したような形で書かれているというふうに認識しました。ですので、きちんと目的を書いて、目的が分かるようにすべきではありませんか。

○議長（正垣耕平）

芝振興課長。

○振興課長（芝 健治）

お答えします。

先ほどの副課長の答弁にありましたように、本町の最上位計画であります総合計画に示しておりますので、この現条例を改正する考えはございません。

以上でございます。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○9 番（吉本和広）

総合計画は大きく、5年ごとに変わっていくと思っているんですけども、こういう施設の目的というのはそう大きく変わるものではないと思うんですが、ちょっと検討していただきたいということを告げて、次に質問に移ります。

スポーツ基本法の地方公共団体の責務、第4条に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とあります。町営の体育施設が果たす最も大切なことは、町民がスポーツを楽しみ、心身ともに健康な生活を送ることです。スポーツ推進計画を、スポーツ関係者などとも話し合っつつついている市町村の計画も参考にすべきです。海南市のものを教育委員会にもお渡ししましたが、そのスポーツ推進計画の中に、町民のスポーツ推進にスポーツセンターをどのように活用するのか、位置づけるか記入すべきです。教育委員会として、スポーツセンターも位置づけたスポーツ推進計画をつくるべきではありませんか。

○議長（正垣耕平）

瀬田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

お答えいたします。

スポーツ基本法の理念、基本理念というんですか、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利とされてございます。もちろんそういったことを趣旨に、一応推進計画につきましては、努力義務のほうとなっております。上富田町の教育委員

会としましては、やはり先ほど振興課から申し上げました第5次総合計画、そちらのほうが一応推進計画の代わりになるものと考えてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○9番（吉本和広）

町民から見て、スポーツの町と言って他の市町村に比べて多くの費用をスポーツ施設に使っている町です。それだけお金を使っている町なんですから、当然やっぱり計画をつくるべきと認識するのが普通だと思うんですけれども、その辺どうお考えですか。

○議長（正垣耕平）

瀬田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

お答えいたします。

推進計画なるもの、頂いた海南市のものを読ませていただきました。事細かにかなり分析されているものと解釈しております。上富田町の今の考えというのは、第5次総合計画、先ほど申し上げましたとおり、その中への落とし込みとして町民の意見の吸い上げ、これに関しましては上富田町教育委員会としましては、体育協会と団体とアンケート等の実施とか、今後こういった第5次総合計画へ反映すべく施策のくみ上げを、ちょっと今後考えていきたいなと思っております。推進計画は努力義務ですので作成は行いませんが、第5次総合計画の中への落とし込みとして考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○9番（吉本和広）

町の大綱での調査でも、先ほども言いましたけれども、スポーツ施設、気軽に使える施設がないということが明らかになっているわけです。一応調査をしたいということについては、教育委員会としても町民の意見を今後聞いていきたいということを言われましたけれども、聞いていく中で、本当に聞いていただきたい、調査していただきたいというのは一つですが、調査するとやっぱりこういうものが必要になってくるんじゃないかということになると、推進計画はやっぱり私は必要になってくるんじゃないかなと思うので、今後前向きにまた検討していただきたいということを述べて、次の質問に移ります。

野球場の電光掲示板の業者選定について、質問いたします。電光掲示板設置は、一旦

凍結すべき……。すみません、ちょっと、もう一個。

町長、町長は違法ではないと言いましたが、私は違法だというふうに思っています、条例違反だと。だから、一旦これは凍結すべきであると。やるのなら、もう一度教育委員会と話し合って、きちんと手続を取って行うべきだという認識ですが、何も教育委員会との会議もせずに実行しているというのは事実であります。教育委員会とのきちんとしたやり取りの後に実施すべきというふうに思いますが、だから一旦停止して、教育委員会との協議を行うということになりますけれども、いかがですか。

○議長（正垣耕平）

奥田町長。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

先ほども言いましたように、法律違反や条例違反には当たらないと私は考えておりますので、予算を凍結する予定はございません。やっています。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○９番（吉本和広）

先ほど管理運営がそれに当たるという解釈であるなら、執行だということになるのなら、管理運営についても協議しますということが規則に書かれています。だから、管理運営に限るが執行も含むというのであれば、管理運営については協議すると規則に書いているわけですから、協議せずに行うわけにはいかないのではないですか。

○議長（正垣耕平）

奥田町長。

○町長（奥田 誠）

先ほども申し上げましたとおり、令和４年の上富田町体育施設の職務権限の特例に関する条例について、スポーツセンターを含む上富田町体育施設の管理及び執行する教育事務についての権限を移管する際に、総合教育会議において上富田町体育施設の基本的な運用方針については合意形成をしているというところでありますので、何もする必要はございません。今までも総合教育会議の中では、年度の報告だけをしてきたところであります。

以上です。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○９番（吉本和広）

条例に、管理運営についても意見を反映するために協議すると書かれているわけですから、それはちょっと私は問題があるということを指摘して、次のことに移ります。

電光掲示板の設置は一旦凍結すべきですが、もし行うとした場合、業者選定はどうなるのでしょうか。

町の説明では、地方自治法施行令１６７条の２の第１項第２号の規定に基づき、競争入札に適さないと判断して特命随意契約とすると説明しました。ＡＩ撮影設計、配信システム構築、デジタル掲示板の設置と連動、データ活用要件を一体に実施する複合型事業であり、分割発注を行った場合、システム互換性の不整合、保守管理の複雑化、追加改修の発生リスクが想定され、競争入札に適さないと判断し、特命随意契約の委託業務とするとしています。私は、今設置されているＡＩ撮影機の映像を新たなデジタル掲示板に映し出す技術は、特別な技術が要とは思えませんし、互換性の不具合が起こると思えません。

野球場の電光掲示板の契約が、業者と６月５日に行われたと聞きました。地方自治法第９５条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づいて、議会に議案が出され議決が行われていません。行われていないのに、契約が行われたということです。

神戸市では、委託契約を行った神戸新交通六甲アイランド線耐震補強業務は、六甲ライナー魚崎線車区間の軌道の耐震を行うもので、工事に加えてその契約や監督、運行安全管理業務を包括して軌道管理者である神戸新交通株式会社へ委託しましたが、神戸市は神戸新交通株式会社との間に締結した基本協定における委託契約が、議会に付すべき工事請負契約に該当しないという誤った認識で、議会に諮らず委託契約を結び、内容が工事契約に準ずる場合には議決が必要である旨、改めて追認議案を提出しました。大きな工事契約を含むので議会の議決が必要であったと、市長が地方自治法に違反していたと謝罪し、追認議案として出され議決されました。

春日市は、春日市ふれあい文化センタースプリングホール舞台照明設備更新業務１，７５０万円の委託契約を、地方自治法第９５条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づいて、議会に議案として提案し議決しています。

今回の、今年度のＮＴＴスポルティクトとＮＴＴ西日本の２社の共同体への委託事業費は、町の説明では予定価格は２億５，２２７万７，２００円で、機器と工事費などのハード面の予定価格は２億３，３９９万９，７００円です。委託契約の９３％が機器費と工事費です。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定では、予定価格５，０００万円以上の工事または製造の請負、予定価格７００万円以上

の不動産もしくは動産は、議会の議決が必要となっています。今回のような高額な委託契約で、取付工事だけでも予定価格は6,180万円で予定価格5,000万円以上の工事です。デジタルスコアボードは予定価格1億700万円で、700万円以上の不動産取得であり、委託契約であっても議会の議決を要するものに当たります。当たりませんか。

○議長（正垣耕平）

芝振興課長。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

ただいま、ご質問をいただきましたが、まずは、地方自治法第96条の1項5号、「その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。」とあります。本町の条例、先ほども議員がおっしゃいました本町の条例でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例ですが、議会の議決に付すべき契約は、「予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。」と記載をしております。その工事ということでございますけれども、本契約の实质について、まずは申し上げたいことがございます。

本契約の实质は、次の3つの要素を含む複合的な事業であるということを申し上げたいと。まず1点は、デジタルスコアボードの設置であるということ、そしてA Iカメラとの連動システム開発があるということ、そして結果的には3年間にわたるシステム保守運用があるということ、そしてこういったA Iカメラ、あるいはデジタルスコアボードを活用したイベントを実施すると、そういったものがございます。よって、システム開発の要素のことからまずは申し上げましたら、本事業は単なる電光掲示板の設置ではなくて、A Iカメラとの自動連動システムとの開発というものが含まれます。このシステム開発は、N T Tスポーツティクトが独自に開発した占有技術であります。試合映像のリアルタイム解析だったり、例えば投球速度、打球速度等のデータの自動計測、電光掲示板への自動表示、そしてクラウドへのデータ保存等、複雑なシステム開発が含まれています。それが1つ目のシステム開発の要素です。

2つ目です。保守運用の要素です。3年間にわたる継続的なシステム保守運用があります。例えば月次とか年次の点検とか、あるいは故障対応、あるいはシステムのアップグレードとか、データ管理とか、これらは単なる工事ではなくてサービス提供に当たります。複合的な事業ということで、設置、システム開発的要素、保守運用サービスの、提供的要素ということで、つまりシステム開発と保守運用を含む複合的な事業であります。地方自治法施行令第167条の2及び上富田町の財務規則の第87条では、「工事

又は製造の請負」の随意契約の限度額を200万円と定めていますので、本契約は工事ではなく業務委託であるため、この規定の対象外ということが考えられます。

もう一度繰り返しますが、本契約は工事ではなくて、システム開発と保守運用を含む複合的な事業であるということを申し上げます。

以上です。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○9番（吉本和広）

条例には、委託契約だから、委託契約でないからという文言は一つ也没有。それと、これは工事がほとんどの委託契約だということで疑問視されます。これは、神戸市の工事においてもそうです。工事だけではありません。運用を管理するシステムとかそういうものも含めて委託したことが、神戸市長がこれは間違いであったと、大半の工事が付すべき議事であったということを言って謝罪までしているわけです。ですから、この契約の93%はシステムではありません。ですから、これは問題だと私は思います。私は、これは違法であるということを述べておきます。それと引き続き調査研究することを述べて、次の質問に移ります。

○議長（正垣耕平）

芝振興課長。

○振興課長（芝 健治）

ちょっとお答えをさせていただきます。

まず、私ども混乱を招いたことに対して謝りたい。というのは、全員協議会の資料に工事という表現がありました。2月24日の総務文教常任委員会でも、デジタル電光掲示板設置工事という記載をさせていただきました。これは、市場調査を実施した際に、事業者が提示した見積書における表現をそのままコピーしたものでありまして、事業者の見積書では電光掲示板の設置に関する部分を工事と表記していたため、私どももこれに従ったわけでございます。しかし、この表現は本事業の実質を正確に表現しておりません。よって、全員協議会等の資料における工事という表現は、市場調査時の事業者の見積書における表現をそのままコピーしたものであり、本事業の実質を正確に表現していないということで、混乱を招いてしまって本当に申し訳ないと思っております。

以上でございます。

○議長（正垣耕平）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時00分

○議長（正垣耕平）

再開します。

吉本議員。

○9番（吉本和広）

いや、私は、本質的に捉え方が間違っているということです、そのことについては引き続き、調査研究して質問をしていきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

○議長（正垣耕平）

では、スポーツセンターの在り方についての質問を終了し、次に、農業集落排水工事による道路損傷への対応についての質問を許可します。

○9番（吉本和広）

車が1台しか通れない道路に農業集落排水の工事を行った際、道路のコンクリートやアスファルトの真ん中を掘り起こして管の埋設を行っています。工事後、掘り起こした部分を舗装しています。道路の両サイドが車の走行による重みで傾き、新たに舗装した部分との継ぎ目が開き、溝ができています。自転車の車輪がすっぽり入るぐらいになり、石等で埋めていますが、道路が斜めになって危険になっています。車が通るとますます傾きが大きくなっていきます。アスファルトをきれいに張り替えた道路も傾きが起こり、道路にひび割れが起こっています。切った部分を舗装する際に鉄筋を入れておけば、道路が一つにつながり一体化するので、傾きが起こらなかったと考えます。岡地区などで多く見られます。十数年前に行った工事だと思いますが、対応を考えないといけないと思います。住民からの声があり対応をお願いしましたが、どうお考えですか。

○議長（正垣耕平）

榎本建設課副課長。

○建設課副課長（榎本貴寿）

お答えいたします。

本町の農業集落排水事業につきましては、平成6年度の市ノ瀬南岸地区を皮切りに、市ノ瀬北岸地区、生馬地区、岩田・岡地区、田熊地区と順次整備し、平成15年度に全5地区の整備を完了いたしております。

本事業は、各家庭からの生活排水を管路により処理場へ集め、浄化処理を行った後、

河川に放流するものであり、5地区全体で延長約58.8キロメートルの排水管を整備しております。これらの排水管は主に国道や県道、また町道の下に埋設されており、工事に当たっては道路の舗装を切断し、幅約1メートル、深さ1メートルから4メートルの掘削を行い、管を敷設した後に十分に転圧しながら埋め戻しを行っております。

舗装の復旧につきましては、地盤の沈下を考慮し、養生期間を設けた後、現地の状況に応じて全面または部分的な復旧を行っておりますが、道路を切断し、深く掘削した箇所は、経年変化や車両通行などの影響を受けやすく、舗装の継ぎ目や境界部分におきまして沈下や段差、傾きが生じている箇所が散見されることは、町としましても十分に認識しております。

現状の対応としましては、町内会からのご要望や住民の皆様からの情報提供、また職員によるパトロールを通じ、道路の損傷箇所を早期に把握するよう努めており、その上で現地を速やかに確認し、緊急性や通行の安全性を的確に判断しながら、順次修繕を実施しているところでございます。

今後におきましても、引き続き現地の状況を的確に把握し、通行の安全確保に向けて適切な道路維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○9番（吉本和広）

大きく傾いた箇所があります。中高生が自転車で溝にはまって転倒、斜めの場所で転倒したと近所の方が言われています。早く改修工事をして、大きなけがにならないようにしていただきたいということで期待して、次の質問に移ります。

○議長（正垣耕平）

終わりでいいですか。

○9番（吉本和広）

はい。

○議長（正垣耕平）

それでは、農業集落排水工事による道路損傷への対応についての質問を終了し、次に南紀の台の道路改修についての質問を許します。

吉本議員。

○9番（吉本和広）

パブリック地区でない南紀の台町内会の地域の道路がひどく傷んでいます。高齢者の方が舗装が傷んでできた穴や段差でつまずいて転んだ、小学生、中学生、高校生からは

自転車で走っていて、穴や段差で転んだことがあるので、道を直してほしいと言われました。南紀の台の方が、町内会から道路の舗装をやり直してほしいと町内会要望で上げても、町内に同じような場所があり順番でやっているのと言って、何年も舗装がどこもやり直されないと言われています。

家を建てる際に水道の引込み工事などで、道路のアスファルトを切らなければならなく、新たに舗装した部分と前の部分のつなぎ目が傷んで、道路の損傷が起こっています。道路の傷んでいる箇所が多い原因であると思います。

家が詰まった場所などから行うなど、計画的に実施すべきではありませんか。

○議長（正垣耕平）

樫本建設課副課長。

○建設課副課長（樫本貴寿）

お答えいたします。

南紀の台地区につきましては、昭和40年代から50年代にかけて、民間企業により宅地造成され、昭和63年に道路部の寄付を受けた後、平成元年から順次町道認定を行ってきました。これらの町道下には水道管や温泉管、雨水排水管などが埋設されておりますが、造成から約50年が経過し、排水管の経年劣化や各家庭への引込み工事などの影響により路面に損傷や段差が生じ、通行に影響が出ている現状は十分に認識しております。

現状の対応としましては、先ほどの答弁と同様に、町内会からのご要望や住民の皆様からの情報提供、また職員によるパトロールを通じ、安全確保の観点から緊急性の高い箇所を優先し、随時修繕を行っております。

しかしながら、現在の対応は局所的な処置にとどまっており、路面全体の平坦性を抜本的に改善するには至っておりません。地区全域の舗装打ち替えを行うことが理想ではございますが、多額の費用を要することに加えまして、道路下に埋設されている排水管などの老朽化が進行している中で、舗装のみを先行させれば、近い将来、管の修繕に伴い道路を掘削するという二重投資となる懸念がございます。

したがって、本地区における計画的な道路改修に当たっては、単に舗装修繕の予算を増額するのではなく、まずは地中の排水管などの劣化状況について、実態調査を行うことが最優先であると考えております。その調査結果に基づき、効率的な道路改修計画を策定し、必要な予算の確保と計画的な事業実施に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○ 9 番（吉本和広）

地中の排水管等の劣化状況について実態調査を行い、その調査に基づき効率的な道路改修計画を策定するということですが、全ての排水管調査が終わるまで待たずに、傷んでいる道路で舗装する道路をまず決めて排水管調査を行い、道路舗装が早く進んでいくようにすべきではありませんか。

○議長（正垣耕平）

榎本建設課副課長。

○建設課副課長（榎本貴寿）

お答えいたします。

南紀の台地区における排水管の総延長は約 8.4 キロメートルに及びます。議員ご指摘のとおり全延長を調査するとなれば、時間的にも財政的にも大きな負担となることが考えられます。そのため、町としましては、まずは現地踏査により路面の変状や陥没など損傷が著しい箇所を中心に先行して排水管の劣化調査を行い、調査の結果、排水管に損傷や劣化が確認された箇所につきましては、排水管の修繕と併せて部分的にはなりませんが舗装修繕を行う方向で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○ 9 番（吉本和広）

今、回答があったように、まず傷んでいる箇所を決めて、その排水管の調査をして、その排水管と一緒に道路を直すというほうでやっていただけたらと思います。

予算についてちょっとお伺いします。

農業集落排水工事による道路損傷への対応工事をはじめ、ほかの地域からも昔の狭い道では、車の量が増えた現在では車が通りにくい。車のかわせる場所がないなどの声が多くありますが、建設課からは予算がないとの理由で要望が長年見送られています。

町長に伺います。

生活する地域の道路が目に見えて舗装されれば、税金が自分たちのために使われていると思い、税金を納める意味も実感できます。道路改修予算を増やすべきではありませんか。

○議長（正垣耕平）

奥田町長。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

南紀の台地区に関しましては、先ほどの樫本副課長からの答弁もありましたように、単に舗装修繕の予算を増額するのではなく、まず地中の排水管等の劣化状況について実態調査を行うことが最優先であると考えております。その結果、早期に修繕すべき排水管があれば、そこから改修を進めてまいりたいと考えております。舗装修繕はその後のことと考えていますので、舗装の増額予算については、調査した結果を見て判断していきたいと考えております。

以上です。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○９番（吉本和広）

ということは、排水管が傷んでいる場合は予算が多く要ることになるので、道路予算を増やすということですね。

○議長（正垣耕平）

奥田町長。

○町長（奥田 誠）

道路予算を増やすというより、南紀の台地区については先に今の入っている排水管等の調査をして、その調査をした中で早急にやらなければならないところがあれば、排水管を先にやって、その後、舗装工事をする形になっていきます。

以上です。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○９番（吉本和広）

ぜひ、そうなると予算が多く要ると思いますので、予算を増やして早く改善がされるよう期待して、次の質問に移ります。

○議長（正垣耕平）

それでは、南紀の台の道路改修についての質問を終了し、次に、社会教育施設郷土資料館についての質問を許可します。

吉本議員。

○９番（吉本和広）

社会教育施設郷土資料館は、災害で倒壊する可能性が高く、その対応として製毛団地を改修して、一時的に移転すると言われていますが、一時的な移転の期間は何年と考えておられますか。

○議長（正垣耕平）

瀬田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

お答えいたします。

移転先の製毛団地の改修につきましては、現在設計段階でございます。一時的な避難を行うための施設であるという認識の下、できる限り財政負担にならないようにという考えが移転の前提条件でございます。

また、移転に対しましては、文化財審議委員様からいただいた意見では、今までの運用どおり、小学生への教育や資料館としての運用を継続できる適切な環境の維持が出されてございます。今、説明申し上げました条件を融合させたものを設計依頼しており、今この場ではっきりした一時的な移転の期間はお答えいたしかねますので、ご了承願います。

以上です。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○９番（吉本和広）

一時的だということは文化財審議委員さんにも説明しておられると思うんですけども、一体、１０年なのか２０年なのかということになると大きな差が生まれてくるわけです。だから、その辺、大体どれぐらいをめどにしているんだと、お金を入れた場合に。その辺、もう少し具体的に答えていただけますか。

○議長（正垣耕平）

瀬田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

お答えいたします。

やはり設計にもよるものと考えてございます。設計によって建設費用の多寡が出てこようかと思えます。その金額が無駄にならないような期間を専門家にお伺いしながら、耐用年数等を聞きながら無駄にならないような一定期間というふうに考えてございますので、ご了承願います。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○９番（吉本和広）

一定期間が２０年近くなると、これは一時的かという問題が生まれると思うんですよ。ですから、一定の期間がどれぐらいなのかというのは、やっぱり具体的に示していただ

けないと、それを認めていいものなのか認めて悪いものなのかということが分からないことになると思いますので、その辺、今後明らかにしながら進めていただきたいというふうに思います。

次に、お聞きします。

子供たちが学校の授業で見学する施設ですので、安全が確保される施設でないと火災が起こったときなどに被害が出て問題となります。費用はどれぐらいかかると考えておられますか。

○議長（正垣耕平）

瀬田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

お答えいたします。

もちろん子供たちの教育のための施設として、一時的であってもそういった施設であるということの利用であるということと、今その設計段階でございます。建築確認の申請が必要な建物かということで、専門家の意見をお伺いしております。建物の用途、こういったところ辺りも含み、今その子供たちが利用するであつたりとか一時的であっても、例えば、施設への利用者がいるであるとか、そういった条件を加味したような設計で一旦はじいてもらっております。はっきりした金額はまだ出てございませんので、金額が出た段階で、またその施設が例えば、改修が本当に必要なものなのかというところ辺りも含めて検討をまたしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○9番（吉本和広）

5, 000万程度は必要になってくる可能性は十分あるという認識でしょうか。

○議長（正垣耕平）

瀬田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

先ほども申し上げましたように、一時的な建物という認識の下で進めてきておりますけれども、要望としたら、できるだけ価格を抑えていただきたいという説明をさせてもらっています。ただ、その用途によっては、やはりその金額を超えてくる可能性が非常に高いということがあります。それがまだ出てございません。また、そういった今海外の諸事情もあるようで、建築資材のもの、例えば高騰であつたりとか、そういったものがまだはっきりしてございませんので、見定めるのであれば、やはり設計が出てきた段階でまた考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○９番（吉本和広）

アスベストは今の施設には含まれていませんか。

○議長（正垣耕平）

瀬田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

お答えします。

現在の建物につきましては、アスベストの可能性は非常に高いと考えてございます。

アスベストの調査も行い、その対応も考えないといけないというところ辺もありますので、またお答えができる段階になりましたらお答えさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○９番（吉本和広）

施設を今ある場所に建て替えた場合に、どれぐらいの費用で建設できますか。

○議長（正垣耕平）

瀬田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

今ある建物を除却して建て替えたということでよろしいでしょうか。

○９番（吉本和広）

はい。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

その建て替えの費用につきましては、現在のところ試算は行ってございません。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○９番（吉本和広）

大体の金額がこうなるというのも、試算していないので全く分からないということですか。

○議長（正垣耕平）

瀬田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

除却して新しいものを建てるという試算はしてございません。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○９番（吉本和広）

長い間、町民があまり通ることのない場所に郷土資料館を置くのは、社会施設として適切ではないように思います。本当は多額の予算が必要となるとは思いますが、図書館、雨でも子供が遊べる施設、資料館が一体になった施設が造られれば、資料館も多くの方に見えてだけ、町の歴史も知ってもらえると思います。

あるいは、今ある場所に建て替えたほうがいいのではないかともあります。文化財審議委員会でも何年か前から建て替えてほしいとの要望が出されましたが、教育委員会は町に建て替え予算を用意するのは難しいと当局からの話で移転場所を探し、文化財審議委員会でも建て替え予算を町が用意するのは難しいという状況の中で議論し、一時的に製毛団地に移転することで進んでいます。

教育委員会は社会教育を担っておられます。それはスポーツセンターなどスポーツ施設の整備も含めて、文化・スポーツを町民のために推進するということです。電光掲示板はやめると言って１年もたたない間に行うとしたものです。予算が厳しいという理由でやらないとなったものです。上富田町はスポーツにはお金をかけていますが、文化施設にあまりお金をかけているようには思いません。電光掲示板設置は教育委員会と協議されていません。私は、中途半端に移転するよりも、電光掲示板ではなくても普通の掲示板で試合はできますので、修理して残った約１億円を活用して建て替えるほうが良いようにも思います。

予算がないと言っていたのに、１億２，０００万円は使えると町長は言っているのですから、教育委員会としてスポーツ・文化全体を見て、予算に限りがある中で電光掲示板設置と資料館の建て替えなど何を優先すべきか検討する必要があるのではないのでしょうか。

教育長さん、答弁をお願いします。

○議長（正垣耕平）

泉教育長。

○教育長（泉 利明）

お答えします。

上富田町体育施設につきましては、上富田町体育施設の職務権限の特例に関する条例で、教育事務の管理及び執行する権限を町長部局であります振興課に移管しております。予算執行権につきましても同様と考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、教育委員会に与えられている事務、学校教育施設や社会教育施設の整備・利用、

文化財や郷土資料に関することなどにつきましては、検討を重ねながら取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○9番（吉本和広）

私は、社会教育施設は全てやっぱり教育委員会が考えるべきだというふうに思います。教育委員会が整備を行わなければならない体育施設に関して、総合会議に提案する場合においては、やめると言ったものを1年で変更してやるなど計画性のないことでは、教育委員会も困ると思います。教育委員会は、施設整備は計画的に考えていると思います。

町長に伺います。

町長が提案する場合は、計画性を持って提案すべきではありませんか。

○議長（正垣耕平）

奥田町長。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

今、言われたように、電光掲示板等につきましては、やめるとは私は一切言っておりません。これにつきましては、令和6年度に実証実験をしたA Iカメラについて、その部分について、A Iカメラと連動した今後のD XソリューションについてはN T T西日本とN T Tの先ほど言った会社のほうと連動してやっていく、その部分を申請して許可が下りております。これは3年間のパッケージでありますので、3年間を通じた、計画を立てた事業となっておりますので、私は計画はきちんと立てていると思っております。

以上です。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○9番（吉本和広）

当時の振興課長は、この場で記録に残っていますが、財政的に厳しいので今回は見送るときちゃんと答弁しております。その答弁は当然町長が責任のある答弁だと思います。だから、やめると言っていないと言いますけれども、記録にちゃんと今回は見送りますと言って答弁しておりますよ。違いますか。

○議長（正垣耕平）

奥田町長。

○町長（奥田 誠）

私はやめるとは言っておりません。

以上です。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○9 番（吉本和広）

課長がこういう重大な問題を発言するというのは、当然町長の了解を求めて発言しているわけです。違うんですか。勝手なことを言っているんですか、議会で。

○議長（正垣耕平）

奥田町長。

○町長（奥田 誠）

私の代弁でありますけれども、見送るということであって、見送って調整するのであれば、やめるわけではありません。

以上です。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○9 番（吉本和広）

3年計画の中で、今回財政が厳しいからやめると言ったわけです。でも、それを除いたとしても、一旦やめると言ったものをすぐに出すというのは、やっぱり計画性があるかという、それは計画性がないと言わざるを得ません。以前からやっぱり必要性を、町民からの声も含めて議論してきて、ほんで期間をもってやるのであれば、それは結構ですけれども、今回のようにやめると言ったものを突然やるということでは、やっぱり計画性があるということではないということと町民の皆さんは取るのではないのでしょうか。

教育条件整備については、教育委員会が町民の意見を反映させ、町民と共に協議して、学校教育、社会教育を進めるようにすべきです。私は、引き続き研究することを述べて質問を終わります。

以上です。

○議長（正垣耕平）

これで、9 番、吉本議員の質問を終わります。

これにて、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時45分まで休憩とします。

休憩 午前 10 時 26 分

再開 午前 10 時 42 分

○議長（正垣耕平）

再開します。

△日程第 2 議案第 39 号～日程第 6 議案第 43 号

○議長（正垣耕平）

次に、日程第 2 議案第 39 号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例から日程第 6 議案第 43 号、物品購入契約の締結について（令和 8 年度 第 1 号 非常備消防事業 消防ポンプ自動車購入）まで 5 件を一括議題とします。

△日程第 2 議案第 39 号

○議長（正垣耕平）

日程第 2 議案第 39 号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 39 号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第３ 議案第４０号

○議長（正垣耕平）

日程第３ 議案第４０号、上富田町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第４０号、上富田町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第４ 議案第４１号

○議長（正垣耕平）

日程第４ 議案第４１号、令和８年度上富田町一般会計補正予算（第１号）について、質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

２１ページから２６ページまでで質疑はありませんか。

9 番、吉本議員。

○9 番（吉本和広）

24 ページの基幹系システム地域診療情報連携機能構築委託料 130 万 4,000 円についてお伺いします。

町に対して、子ども医療費無料受給者証を持つ方やその保護者から要望があったのですか、1 点目。

併せて言ったほうがあれかと思うんで、併せて言います。

2 点目、町の災害対策計画に 1 週間の停電が起こることが予想されるとあります。停電で受給者証、受給資格をマイナ保険証に入れた場合に、医療機関から受給者証の確認が起こる可能性があると思います。そういう電話対応が大災害時に職員がいろんなところに駆り出されることや、その他の災害での電話もたくさん入ってくるということが予想されます。我々が経験したことのない大災害ですから、本当に大変な我々の予想ができない事態が起こるわけです。そのときにこういう機関から電話がかかってきたときに、町として本当に対応できるのでしょうか。その 2 点、お伺いします。

○議長（正垣耕平）

小倉福祉課副課長。

○福祉課副課長（小倉一仁）

吉本議員さんのご質疑にお答えいたします。

まず、住民からの要望はどうかというところですが、住民さんからの要望というのは今のところはございません。これ、令和 5 年度から事業を推進、国からの推進が始まっていますので、まだインフラのほうの普及に国のほうでも取り組んでおると、今回、上富田町も同じように取り組んでいこうということなんですけれども、まだ住民さんのほうでの認識というのはそれほど高くないのかなということで、住民からの要望はないと。ただし、医療機関からの問合せは町内からも届いておりますので、その辺の必要性については町としてはインフラ整備の上でも必要なのかなというふうに思っております。

それから、町の災害対策で 1 週間程度の停電も予想される中で、そういう問合せ、医療機関からあったら対応できるんかという話ですが、そこに関しては、町の役場本庁自体が自家発なんかで基幹系のシステムが生きていれば、当然そこはもう確認は可能になるのかなというふうには思っております。

もしかすると、まだちょっと国から正確な運用は示されていませんけれども、例えば、マイナンバーカードなんかであると、大規模災害のときには各取扱いの窓口機関のほうで一定程度の臨機応変な対応を求めるといような、例えば医療機関であれば過去の診

療実績であるとか、お客様の情報というのは初めてでなければある程度過去の情報を見ればくみ取れるところもあるんじゃないかと。そういうところも活用しながら、臨機応変に対応するのも必要じゃないかというのも国ほうからも示されておるようです。今回のPMH連携についてそういうふうに示されているかという、まだそこまでは明確に示されていませんけれども、そういうふうな方針もいずれ示されてくる可能性があるのかなというところでございます。

いずれにしても、この必要性というのは、例えば今、今年度の終わりでいうと全国で都道府県を含めると約1,800ぐらいの自治体がありますけれども、今年度の終わりでは約1,400ぐらいの自治体がこのPMH連携に賛同するだろうというような話になっています。そういった中で、上富田町がそもそもそういう基盤整備に対応しないでいいのかというところ、ここも含めてちょっと検討いただきたいなというところでございます。

以上です。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○9番（吉本和広）

私が聞きたかったのは、医療機関も問い合わせなければならない、今さっき言いましたけれども、資格情報のお知らせ等への対応については、国のほうが今は少し出しているということでしたが、これに対する対応については示されていないわけですから、余計混乱が、今やれば起こってしまうということに、今の答弁を聞いてなるわけです。だから、それじゃちょっとまずいことになるのではないかとというのが1個目の質問です。

それと医療機関が、私は今は困らないけれども、本当に困るんは医療機関も災害時に問合せをしなければならないということで、機能はあるのは分かりますよ、電話したら役場で教えてくれるというのは分かるんですけども。ただ、それが災害時にそんなことが町が対応できないような状況に置かれてしまうということが災害だと思うんですよ。機能としてはやれるけれども、それに対応してられない状況になるんじゃないかと、災害というのは。町の職員がいろんなところへ避難所を開けに行かなければならない業務がありますよね。それぞれ各課のところでいろんなことが起こったことに対する問合せとかも当然やってくると思います。ですので、福祉の問題でもいろんな問合せが行われてくると思うんですね。そういう電話にも対応しながら、こういう業務を果たしてやれるのかどうかと。だから、私はこんな業務しなくてもいいような対応を取っとかないと、災害時に大変なことになるのではないかと。だから、対応できるんかということをお聞きしているわけです。

その２点、すみません。

○議長（正垣耕平）

小倉福祉課副課長。

○福祉課副課長（小倉一仁）

お答えいたします。

今、２点とは言われましたけれども、結局連動するところになるのかなと思うんですけれども、その受給者証に関しては少なくともマイナ保険証を持たれている方に限らず、とにかく皆さんに送らせていただくようにということで、今後もこれを持たなくていいと言っているのではなくて、持っていていただくということは、あらかじめ発送するときにはそういう旨記載して送らせていただくと。だけれども、こういう便利さが増えるがために逆にデメリットとして、そこが持たなくていいようなことを助長するんじゃないかということもよく心配されるケースもあると思うんですけれども、そこに関しては、これからの方、特に今の若い方なんかもそうですけれども、ＤＸが進む中の社会にだんだん慣れてくることはあると思うんです。

緊急時のシステムダウンなんかに備える必要ってあるよねという感覚もどんどんこれからの人たちってリスク回避を求められてくる中で、その辺慣れてくるところもあると思うので、そこに関しては日頃の医療機関の事務の軽減であるとか、皆さんの便利さ、ここといつ起こるか分からない災害のときとてんびんにかけますけれども、それをてんびんにかけて、じゃこれを導入しなくていいというふうになるかならないかというのと、またちょっと別の問題になるかなと思うんです。そこも皆さん、考え方いろいろあると思いますので、今回私のこちら側の答弁も聞いていただいたと思うんで、それをもって皆さんの審議をいただければいいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（正垣耕平）

山本副町長。

○副町長（山本敏章）

先ほど来、災害が発生したときのデメリットというのは確かにその指摘のとおりだと思います。だから、平常時においてのメリット部分というのはそれを上回る部分があります。このところは十分判断していただきたいと思うんです。

特に、今回この恩恵を受ける方というのは、子ども医療費とかひとり親世帯の方というのが多くあります。この方というのは基本的に若い世帯の方です。ＤＸに慣れた方です。この方々が利用する点において、メリット分というのはかなり大きいと思っています。そのことは十分考えていただきたいのと、その方々に対しての受給証が災害時に必

要ですよということは町の広報等でもPRしていきます。そういう方々だからこそ、そのことの恩恵と必要性については私は理解してもらえと思いますので、この点については何とぞご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（正垣耕平）

吉本議員。

○9番（吉本和広）

持つことを習慣づけることは大切だと私は思いますし、それと持っていけば別にこんな出費をする必要はないわけです、130万もの出費を。だから、持っていったら済むことです。だから、持っていったら経費の削減になるんではありませんか。

○議長（正垣耕平）

山本副町長。

○副町長（山本敏章）

マイナンバーカードにひもづけられた医療保険の内容を活用できれば、例えば、災害時もそうですけれども、本人が投薬の状況についてはその中にひもづけられているわけですから、ほかの医療機関に行ってもその内容を確認することができるんですよ。そうすると医療の内容についても適切な内容について受けることができますし、スムーズに行っていただくこともできます。だから、決して無駄な経費ではないということのご理解だけはよろしくお願いしますと思います。

○議長（正垣耕平）

引き続き、質疑ありませんか。

11番、松井議員。

○11番（松井孝恵）

24ページの13節にある重機借上料というのは、何をちょっと何か月借りるのかというのを教えていただきたいです。私、委員会が違うのでちょっと聞いていないので。

もう一つ、17節の備品購入のホイールローダーか、これの購入の理由と経過年数、それからホイールローダーというのは備品なんですかということをお聞きしたいんです。

○議長（正垣耕平）

笠松住民課長。

○住民課長（笠松由希）

質疑にお答えいたします。

こちらは委員会のほうでご説明させていただいた案件にはなるんですけれども、粗大ごみストックヤードにおいて作業しておりますホイールローダーの購入費になります。5月に入りましてオイル漏れが著しくなりました。修理を試みましたが、当該重機は老

朽化が進んでおり、製造年月日も１９９６年のものでありました。既に部品の供給も終了していることから代替の部品での対応が困難な状況となりました。本重機につきましてはストックヤードでの作業で不可欠であるため、購入を、今回この予算の計上としてさせていただくものでございます。納品までに約半年を要するという見込みでありましたことから、その替えの代替機の賃借料について重機の借り上げという形で計上させていただいております。

こちらがその備品になるのかということですので、町の施設で使う重機でございますので、備品でございます。

○議長（正垣耕平）

１１番、松井議員。

○１１番（松井孝恵）

ちょっと分からないので教えてもらっていいですか。

例えば、町の施設で使うホイールローダーが備品ということは、例えば、役場にある車、公用車とかあれも全て備品なんですか。

○議長（正垣耕平）

目良総務課副課長。

○総務課副課長（目良大敏）

車両購入につきましては備品購入という認識でございます。

○議長（正垣耕平）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

ないようですので、これで質疑を終了します。

（「議長、動議」と吉本議員呼ぶ）

○議長（正垣耕平）

吉本議員から動議が出されました。

何についての動議でありますか。

○９番（吉本和広）

議題にもなっている令和８年度上富田町一般会計補正予算（第１号）に対する修正動議を案を添えて提出します。

発議者は、私１名です。

○議長（正垣耕平）

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 02 分

○議長（正垣耕平）

それでは、再開します。

ただいま吉本議員から提出されました動議は、所定の要件を満たしていますので、成立しました。

吉本議員から議案第 41 号、令和 8 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）に対する修正案が提出されましたので、原案と併せて審議をいたします。

お手元に配付しました議案第 41 号、令和 8 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）に対する修正案について、提出者の説明を求めます。

9 番、吉本議員。

○9 番（吉本和広）

上富田町議会議長正垣耕平様。

上富田町議会議員吉本和広。

令和 8 年 6 月 18 日。

議案第 41 号、令和 8 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第 115 条の 3 及び会議規則第 17 条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

理由。

基幹系システム地域診療情報連携機能構築委託事業の実施については、大規模災害により長期間の停電が発生した場合、多くの医療機関においてマイナ保険証等を活用したオンライン資格確認システムが利用できなくなることが予想されます。そのため、マイナ保険証に子ども医療費無料の受給資格を表示できるシステムを導入したとしても、災害時には十分に機能せず、その効果を発揮できない可能性があります。また、子ども医療費無料制度の適用を確実に受けるためには、平時・災害時を問わず受給者証の携帯が必要であり、本システムの導入によって受給者証が不要となるものではありません。以上のことから、本システム構築に係る委託料の支出は、行政目的の達成に十分資するものとは認め難く、実効性及び費用対効果の観点から、歳出に計上された基幹系システム地域診療情報連携機能構築委託料を減額し、これに伴い、その財源である歳入の民生費国庫補助金並びに財政調整基金繰入金についても減額するため、本補正予算を修正する

ものであります。

資料については、そこに議案第41号、令和8年度上富田町一般会計補正予算（第1号）に対する修正案。

議案第41号、令和8年度上富田町一般会計補正予算（第1号）の一部を次のように修正する。

第1条中「3, 231万8, 000円」を「3, 101万4, 000円」に、「88億3, 631万8, 000円」を「88億3, 501万4, 000円」に改める。

第1表、歳入歳出補正を次のように改める。

一応資料、そこに3枚入れていますので、それを見ていただけたら分かると思いますので。

以上で提案です。

○議長（正垣耕平）

これより修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、家根谷議員。

○7番（家根谷美智子）

ただいま動議のほうを出されたんですが、これ、先ほども副課長の答弁聞きましたら、その対象の方々の知る機会というのは、なかなかないということもあって、住民さんからの要望はなかったというふうに言われるんですけども、これ、私も母子家庭でいて、この医療費無償化のこういうシステムがあれば、ほんまにいいなと思うんですけども、これ、よく吉本議員は住民さんのところへ行って、いろんなご意見をお聞きしているんですが、こういった方たちへの対象のアンケートというのはされたのでしょうか。お聞きします。

○議長（正垣耕平）

9番、吉本議員。

○9番（吉本和広）

アンケートは行っておりません。

私は当事者から役場にそういうことがないということをもって、たくさんあればそれはあれですけども、今のところないということですので、アンケートは実施しておりません。

○議長（正垣耕平）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、原案に対する討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

次に、修正案に対する討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより日程第4 議案第41号、令和8年度上富田町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

まず、本案に対する吉本議員から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（正垣耕平）

起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。

原案について賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（正垣耕平）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第42号

○議長（正垣耕平）

日程第5 議案第42号、令和8年度上富田町下水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

一括で行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第42号、令和8年度上富田町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第43号

○議長（正垣耕平）

日程第6 議案第43号、物品購入契約の締結について（令和8年度 第1号 非常備消防事業 消防ポンプ自動車購入）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第４３号、物品購入契約の締結について（令和８年度 第１号 非常備消防事業 消防ポンプ自動車購入）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第７ 議案第４４号

○議長（正垣耕平）

日程第７ 議案第４４号、上富田町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

奥田町長。

○町長（奥田 誠）

議案第４４号の提案理由を説明いたします。

議案第４４号、上富田町教育委員会委員の任命について。

下記の者を、上富田町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求める。

記。

氏名、岩崎央。

住所、上富田町朝来。

生年月日、昭和３５年生まれ。

令和８年６月１８日提出、上富田町長奥田誠。

任命理由を説明いたします。

現教育委員会委員である植本宣孝氏が、今般の任期満了で退任されることに伴い、後任として岩崎央氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

岩崎氏は、現在自営業を営まれるとともに、上富田町商工会会長の要職にあり、地域経済の振興に尽力されておられます。また、平成１８年から平成２３年までの間、中学校、高等学校においてＰＴＡ役員を歴任されたほか、少年ラグビーの指導にも携わるな

ど、社会教育の振興にも多大な貢献をされてきました。このように、地域社会において極めて高い信望を有しており、教育委員会委員として識見を遺憾なく発揮していただける適任者であると確信しております。

なお、委員の構成につきましては、年齢や職業などの多様性に配慮するとともに、保護者、経験者を含めるなどの要件がございます。前任の植本委員と同様、民間における豊富な経験と識見を教育行政に遺憾なく発揮していただくため、岩崎氏を適任者として任命いたしました。

任期につきましては、令和8年6月30日から令和12年6月29日までの4年間でございます。

何とぞご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（正垣耕平）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第44号、上富田町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

○議長（正垣耕平）

日程第8 発議第1号、アメリカ・イスラエルとイランとの交戦状態の即時収拾を求める意見書（案）を議題とします。

事務局より朗読させます。

笠松議会事務局長。

○事務局長（笠松昭宏）

朗読いたします。

発議第1号。

令和8年6月18日。

上富田町議会議長正垣耕平様。

提出者、上富田町議会議員吉本和広、賛成者、上富田町議会議員平田美穂、同じく谷端清、同じく松井孝恵。

アメリカ・イスラエルとイランとの交戦状態の即時収拾を求める意見書（案）。

上記の意見書（案）を別紙のとおり、上富田町議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

以上です。

○議長（正垣耕平）

次に、提案理由の説明を求めます。

9番、吉本議員。

○9番（吉本和広）

読んで代えさせていただきます。

アメリカ・イスラエルとイランとの交戦状態の即時収拾を求める意見書（案）。

アメリカとイスラエルは2026年2月28日、イランに対して大規模な攻撃を開始し、首都テヘランほか各地に空爆を行い、イラン最高指導者ハメネイ師が死去した。イランによる報復攻撃も湾岸諸国に拡大しており、双方に子どもを含む一般市民に多くの犠牲が出ている。これ以上の軍事的エスカレーションを引き起こす事態は絶対に阻止しなければならない。

また、ホルムズ海峡の事実上の封鎖は、中東からの原油に依存する世界の国々に深刻な影響をもたらしている。中東情勢の混乱は燃料価格の高騰をもたらしている。

石油精製の過程で抽出される「ナフサ」は、プラスチック、合成ゴム、合成繊維といったあらゆる工業製品の基礎となる原料である。「ナフサ」の不足によって、建築に必要な断熱材、ボンド、シンナーなどが高騰するとともに、入手が困難になっている。

上富田町でも建築にかかわる事業所や個人経営の自動車整備会社などは、先行きが見

えず不安になっている。材料が入らなくなれば倒産の恐れもある。

医療現場では使い捨ての注射器や点滴バッグ、ビニール手袋などが不足、高騰し、公衆衛生の維持にも支障をきたしはじめている。

上富田町議会としても看過できない状況である。

日本政府においては、当事国をはじめ、各国に対して、武力ではなく対話を基調とした外交努力により早期に事態の收拾を働きかけ、中東地域の平和と安全を実現させるように要求する。

上富田町でも小さな事業者の方が、シンナーが入ってこないとか、クロス屋さんが、ボンドが今あるだけしかなくて次の見通しが立たないとか、大変不安な状況となっております。

ぜひ、戦争が平和的に解決されて、石油等がスムーズに日本に入っていくことを願います。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月18日。

和歌山県上富田町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣。

以上です。

○議長（正垣耕平）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

5番、栗田議員。

○5番（栗田八郎）

私は、本意見書案に反対の立場から討論いたします。

まず、中東地区における武力衝突によって、多くの貴い命が失われることに対し、深く心を痛めております。また、一日も早い平和的な解決と地域の安定が実現されること

を願う気持ちに何ら異論はありません。

しかしながら、本意見書を上富田町議会として提出することについては、慎重であるべきと考えます。

第1に、本件は外交、安全保障に関する問題であり、本来は、国が責任を持って対応すべき事項であります。地方自治法第99条に基づく意見書制度は、地方の声を国に届ける重要な手段ではありますが、その活用にあたっては、地域住民の生活に密接に関わる課題や地方自治体として強く要望すべき事項であるかどうかを十分に考慮する必要があります。

第2に、本意見書には燃料価格の高騰や原材料不足、医療資材への影響などが記載されておりますが、それらが現時点において上富田町内にどの程度の影響を及ぼしているのか、具体的かつ客観的な根拠が十分に示されているとは言えません。議会として意思表示を行う以上、事実関係や影響について十分な検証が必要であると考えます。

第3に、上富田町議会には、防災・減災対策、子育て支援、高齢者福祉、地域医療の充実、農業振興、道路やインフラ整備など、町民の暮らしに直結する多くの課題があります。私たちは、まず、住民の生命と財産、そして日々の暮らしを守るための課題に全力で取り組むことが求められているのではないのでしょうか。

第4に、本意見書の内容は国際情勢に関するものであり、その評価や対応については様々な見解が存在します。議会として意見書を提出する以上、できる限り幅広い町民の理解と共感を得られる内容であることが望まれます。しかし、本件については、国際政治や外交施策に関する考え方の違いもあり、一つの見解を議会の総意として表明することは慎重であるべきと私は考えます。議会は多様な住民の声を代表する機関であり、その役割を十分踏まえた判断が必要であります。

第5に、意見書の提出によってどのような成果が期待できるのか、その効果性についても十分な検討が必要であると考えます。地方自治法第99条に基づく意見は、国や関係機関に地方の意見を伝える重要な制度ではありますが、提出すること自体が目的ではありません。上富田町議会として意思表示を行う以上、その意見が町民の利益や地域の発展にどのようにつながるかを十分に考慮する必要があります。本意見書については、その必要性や効果が十分に示されているとは思えず、現時点で提出することには賛同できません。

第6に、地方議会が意見書を提出するにあたっては、その内容が地域の実情や住民の声に根差したものであることが重要であります。地方自治法第99条による意見制度は、地域が抱える課題や、住民の切実な声を国へ届けるための大切な制度であります。しかし、本意見書で取り上げられている内容は、国際情勢を中心としたものであり、上富田

町の地域課題として十分な議論や、住民の意思が示されているとは思えません。議会が意見書を提出する以上、地域住民の理解と納得を得られる内容であることが求められますが、本意見書については、その点においても慎重な判断が必要であると考えます。

私は、平和を願う気持ちや武力によらない問題解決の重要性を否定するものではありません。しかしながら、本意見書については、上富田町議会として提出する必要性、根拠、そして実効性について、十分な説明がなされるとは思えず、議会の総意として国に提出することは慎重であるべきと考えます。

以上、6点の理由により、本意見書案には反対いたします。

以上です。

○議長（正垣耕平）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許可します。

11番、松井議員。

○11番（松井孝恵）

アメリカ・イスラエルとイランとの交戦状態の即時収拾を求める意見書に賛成をいたします。

今、栗田議員から反対討論がございましたけれども、地域住民の納得や理解ということをおっしゃいました。これ、住民に出したときに、それ反対や思われる議員さん、1回手挙げてみてください。国が、国会が取り組むことだと思われるかもしれませんが、日本の恒久平和というのは、80年前に戦争に巻き込まれて未曾有の災害に遭った国民、誰も戦争賛成する人なんかいないわけなんです。

その中で、我々このナフサ不足による生活の困窮は切迫している。皆さんも、住民の方々、事業者の方からいろいろ聞いていると思います。それを考えたときに、早期に戦争が終結しなければならない。確かにトランプさんとイランとで覚書を交わしたと言っているけれども、これ一時的なもので、日本の国というのはあくまで外交によって、話し合いによって恒久平和を目指さなければならないんです。これは国会議員がどうの県会議員がどうのということではない。我々住民代表も、その意思表示をするということが大切なわけです。日本国の総理大臣に対して、国会議員に対して、そういう努力を進めるということの後押しなんです。

皆さん、今、戦争を知らない時代の方々には勇ましいことを言う方がいます。もっと日本は防衛力を増強しろとか、いろんな核ミサイルの議論とか言いますが、日本はそういうことに取り組んだらいいんです。武器を持っても使ったらいかんのです。絶対に戦ったらあかんのです。だから外交努力、世界唯一の被爆国である日本国はそのことに率先して取り組んでほしい。我々地域の住民もそういう意思表示をすべきなんです。

私は、この意見書に賛成をいたします。議員の皆さんのご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（正垣耕平）

次に、反対討論の発言を許します。

反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論を許します。

賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

これをもって討論を終了します。

これより、発議第1号、アメリカ・イスラエルとイランとの交戦状態の即時収拾を求める意見書（案）を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（正垣耕平）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

△日程第9 議員派遣の件について

○議長（正垣耕平）

日程第9 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第121条の規定により、別紙配付のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

△日程第１０ 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（正垣耕平）

日程第１０ 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についてを議題とします。

申出書を事務局長に朗読させます。

笠松議会事務局長。

○事務局長（笠松昭宏）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から会議規則第７５条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申出があります。内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務文教常任委員会家根谷美智子委員長より２９項目、厚生建設常任委員会井浜港斗委員長より２４項目、議会広報特別委員会中井照恵委員長より１項目、議会運営委員会栗田八郎委員長より３項目、以上となっております。

また、２の目的につきましては所管事務調査、３につきましては、方法は委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第６５条の規定による委員会招集通知書及び第７４条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以上です。

○議長（正垣耕平）

ただいま朗読いたしましたとおり、会議規則第７５条の規定により、各委員長から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって、本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

奥田町長。

○町長（奥田 誠）

令和8年第2回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に提出しました議案につきまして、慎重審議をしていただき、全てを承認していただきまして、誠にありがとうございます。

まず、上富田町教育委員会委員の任命に関する人事案件について、ご同意をいただき、誠にありがとうございました。

次に、令和8年度一般会計補正予算を承認していただきましたので、衛生費の塵芥処理費でホイールローダー購入をはじめ、教育費では、上富田中学校屋内運動場基本設計業務委託などにつきましては、早急に手続を進めてまいります。

次に、先般6月10日に発表されました大東建託株式会社様による、街の住みこちランキング2026において、県内30市町村の中で上富田町が第1位に選ばれました。これで5年連続の快挙となります。この調査は、現在居住している市町村について、評価の平均値を集計して作成されています。上富田町は生活する上で利便性が高いことはもちろんですが、行政サービスがよいこと、防災対策などにも力を入れていること、また、ジュニアスポーツをはじめ子育て環境も充実しており、現在も人口は微増で推移しています。上富田スポーツセンターを軸としたスポーツによるまちづくりを掲げた様々な取組が、上富田町は活気があるまち、元気なまちだというイメージにつながっています。県外から移住する際には、この街の住みこちランキングを参考にする方も多く、上富田町を知っていただく機会が増え、人口増加の一助になると考えております。

引き続き、町民の皆様が健康で幸せを実感できるウェルネスタウン上富田の実現に向け、全力を尽くしてまいります。

最後に、第3回定例会までには、次の行事が予定されていまして、6月20日から7月19日まで大賀ハスまつり、8月17日から26日まで中学生のタミンミン校との交流、8月29日には富田川友遊フェスティバルなどがございますので、議員各位におかれましてもご参加、ご協力いただけるようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

本日は、本当にありがとうございました。

△閉 会

○議長（正垣耕平）

お諮りします。

本定例会は、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（正垣耕平）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて令和８年第２回上富田町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

閉会 午前１１時３９分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 正垣 耕平

議事録署名議員 井浜 港斗

議事録署名議員 栗田 八郎

議事録署名議員 平田 美穂